

富田林市庁舎整備基本計画策定業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、富田林市庁舎整備基本計画策定業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

富田林市庁舎整備基本計画策定業務

(2) 業務の内容

別紙「富田林市庁舎整備基本計画策定業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和2年10月31日までとする。

(4) 委託金額

業務に係る費用の上限は、17,565,900円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 公告日の属する年度の富田林市指名競争入札参加資格者名簿において、測量・建設コンサルタント等業務の「建築一般」又は「都市計画及び地方計画」の業種に登録されていること。

(2) 平成21年度以降において、本業務で実施される同種業務又は類似業務を元請けとして履行し、完了した実績を有するものであること。〔同種業務とは、国又は地方公共団体の庁舎建設（延床面積5,000㎡以上）に関する基本計画の策定業務。ただし、基本構想策定業務、発注支援業務（CM、アドバイザーなど）、オフィス環境調査業務などは該当しない。業務名称が基本構想等であっても、業務内容が基本計画を含む内容であると判断される場合は、実績として扱うものとする。類似業務とは、国又は地方公共団体の庁舎建設（延床面積5,000㎡以上）に関する基本設計業務。〕

(3) 本業務の履行にあたり、自らの組織の中から3ヶ月以上の直接的な雇用関係があり、平成21年度以降に(2)の同業務の実績を有し、且つ次に掲げる資格のいずれかを有する者を管理技術者として配置できること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士

- (4) 本業務の履行にあたり、自らの組織の中から3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあり、(3)に示す資格のいずれかを有する者を主たる担当技術者として1名、担当技術者として1名以上配置できること。
- (5) 本社又は支店、事務所が大阪府内に所在する者であること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - 1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続決定を受けている場合除く。）
 - 2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（再決定を受けている場合を除く。）
 - 3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条もしくは第133条の規定による破産の申し立て
 - 4) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て
- (9) 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこと。
- (10) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- (11) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）第3条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。
- (12) 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市区町村民税、固定資産税及び事業所税を滞納していない者であること。

4 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び添付資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類
 - ①参加表明書（様式1）
 - ②会社概要（様式2）
 - ③業務実績調書（様式3）
 - ④業務実施体制調書（様式4）

⑤配置予定技術者調書（様式5-1、5-2、5-3）

各提出書類の部数及び内容を証するための添付資料については、別添「企画提案書等作成要領」を参照すること。

(2) 提出期間

令和元年8月5日（月）から令和元年8月23日（金）までのうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時30分まで

(3) 提出場所

郵便番号 584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

富田林市役所3階 総務部 総務課

TEL 0721-25-1000（代表） 内線333

FAX 0721-25-9037

E-mail control@city.tondabayashi.lg.jp

(4) 提出方法

持参（提出期間内必着）

(5) 審査方法（一次審査）

一次審査は、会社の業務実績及び資格者数、配置予定技術者の資格、経歴等による審査を行う。

提案者が4者以上の場合は、選定委員会による一次審査（書類審査）で、評価点の上位3者を選定し、二次審査のヒアリングを行う。

一次審査の結果は、第1次審査結果通知書により令和元年9月4日（水）までに参加表明書に記載されているメールアドレス宛に電子メールで点数も含め通知する。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類及び業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式9）

(2) 提出期間

令和元年8月5日（月）から令和元年8月13日（火）までのうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時30分まで

(3) 提出場所

4の（3）に同じ

(4) 提出方法

持参、電子メール又はファクシミリにより提出すること。ただし、電子メール又はファクシミリの場合は、電話連絡の上、提出すること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和元年8月20日(火)午後5時までに、富田林市ウェブサイトに掲載する。

6 企画提案書等の提出

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。
作成にあたっては、「企画提案書等作成要領」を参照すること。

(1) 提出書類

- ①企画提案書表紙(様式6)
- ②業務の実施方針(様式7)
- ③テーマ別企画提案書(様式8)
- ④業務工程表(任意様式)
- ⑤見積書(任意様式)

各提出書類の部数及び内容を証するための添付資料については、別添「企画提案書等作成要領」を参照すること。

※②から④の提出書類は、提出者を特定することが可能となる記述はしないこと。

(2) 提出期間

令和元年9月6日(金)から令和元年9月20日(金)までのうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時30分まで

(3) 提出場所

4の(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) テーマ別企画提案書

テーマ別企画提案書は、以下のテーマについて簡潔に記載すること。

ア テーマ1 「市庁舎整備方法の選定について」

富田林市庁舎耐震化庁内検討会議がまとめた報告書に基づき、整備方法を決定するにあたり、選定に関する比較検討案の考え方について提案すること。

イ テーマ2 「災害に強い庁舎整備について」

大規模地震などの災害発生時にも行政機能を維持でき、防災拠点としての機能を果た

すことができる必要な機能等について提案すること。

ウ テーマ3 「人や地球環境にやさしい庁舎について」

地球環境にやさしく、誰もが利用しやすい、また市民にとって利便性の高い庁舎を目指すうえで、必要な機能等について提案すること。

エ テーマ4 「ランニングコストの縮減について」

庁舎整備に係る設計から本体工事、既存庁舎の解体、駐車場整備等の総事業費並びに将来の設備更新が容易なシステムの提案など、ライフサイクルコストの縮減について提案すること。

7 参加の辞退

企画提案者が参加を辞退したい場合は、令和元年9月24日（火）午後5時30分までに辞退届（様式任意）を富田林市役所総務部総務課に直接持参すること。

8 企画提案書等の審査

(1) 選定委員会の審査

「富田林市庁舎整備基本計画策定業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等の審査を行い、受託候補者及び次点提案者を選定する。

(2) 審査方法（二次審査）

二次審査は、企画提案書、選定委員会へのプレゼンテーションによる審査及び見積書の採点を行い、一次審査の評価点を加えて本業務の受託候補者としての交渉順位を決定する。なお、提案者が1者であっても審査を行い、基準点（満点の6割）を満たしていると判断した場合は、受託候補者として決定する。

(3) ヒアリング

企画提案（業務の実施方針及びテーマ別企画提案書）についてヒアリングを実施する。原則として、配置予定技術者が出席することとし、出席人数は3名以内とする。

ア 実施日及び場所

令和元年10月上旬頃、富田林市役所内会議室で実施する予定である。詳細については決定しだい参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ 実施時間

ヒアリング時間は1提案者あたり40分以内とし、うちプレゼンテーションの時間が25分以内、質疑応答が15分程度とする。

ウ その他

- ① ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の書類の差し替え及び追加は認めない。
- ② プレゼンテーションでのパソコンの使用は可能とするが、使用する場合は会場にパソコン、プロジェクター等を持参すること。（会場には、スクリーンを用意する。）

なお、パソコン等の設置時間は持ち時間から除外する。

- ③ プレゼンテーションにおいては、事業者名が特定可能な表現や表示はしないこと。
- ④ 遅刻又は欠席の場合は、参加を辞退したものとみなす。
- ⑤ ヒアリングの順番は、参加表明書の提出順とする。

(4) 評価項目等

企画提案書等の評価項目及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

評価項目	審査基準	配点	書類	
1 企業実績等	従業員数、技術士及び一級建築士の資格者数の評価	6	様式 2	
	過去 10 年間の同種又は類似業務の実績に応じた評価	6	様式 3	
2 配置予定技術者	管理技術者及び主たる担当技術者の業務経験年数、過去 10 年間における同種又は類似業務の実績及び専任性の評価	14	様式 5	
	担当技術者の数、過去 10 年間における同種又は類似業務の実績に応じた評価	4		
3 企画提案書	業務理解度、取組意欲、工程及び人員配置の評価、 企画提案内容	25	様式 7 工程表	
	テーマ 1 テーマ 2 テーマ 3 テーマ 4	提案内容の分かりやすさ、的確性、独創性、 実現性について評価	25	様式 8
	プレゼンテーションに対する評価	10		
4 見積書	価格評価	10	見積書	
計		100		

9 受託候補者の特定

(1) 結果の通知

審査結果は、企画提案書等を提出した全ての事業者へ結果通知書により通知するものとする。

審査内容は非公開とし、結果及び経過についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

(2) 契約締結交渉

受託候補者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約交渉が不調のときは、評価結果が次点の者と契約交渉を行う。

(3) 結果の公表

選定委員会における審査結果については、本プロポーザル手続きの完了後に公表するも

のとする。

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があったとき。
- (4) 見積書の見積額（税込）が2（4）の予算額を超えたとき。

11 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、ヒアリング参加等に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差し替えは一切認めない。
- (5) 配置予定技術者は原則として変更できないものとする。但し、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- (6) 本業務の受託者となった場合でも、今後予定している市庁舎整備に関する設計業務への参加は制限しない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、富田林市情報公開条例に基づき対応する。
- (8) 仕様書は、受託者選定にあたり本業務に対する発注者の考え方をまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議の上、内容を確認、変更するものとする。

12 問合せ先

郵便番号 584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

富田林市役所 総務部 総務課

TEL 0721-25-1000（代表） 内線333

FAX 0721-25-9037

E-mail control@city.tondabayashi.lg.jp

1.3 スケジュール（予定）

実施内容	実施期間
公募プロポーザル公告	令和元年8月5日（月）
参加表明書受付期間	令和元年8月5日（月）から令和元年8月23日（金）
質問受付期間	令和元年8月5日（月）から令和元年8月13日（火）
質問回答日	令和元年8月20日（火）まで
一次審査結果通知	令和元年9月4日（水）まで
企画提案書受付期間	令和元年9月6日（金）から令和元年9月20日（金）
辞退届の提出期限	令和元年9月24日（火）
ヒアリング審査	令和元年10月上旬頃予定
特定結果通知・公表	令和元年10月上旬頃予定
契約締結	令和元年10月上旬頃予定